

令和4年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第2回会議録

| | | | |
|----------|---|--------|------|
| 内容承認 | 会長承認 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | 議事録の形式 | 要点記録 |
| 会議名 | 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第2回） | | |
| 日時 | 令和5年2月7日（火）午後2時～4時 | | |
| 場所 | 市立男女共同参画センター 研修室3 | | |
| 出席委員 | 石元委員（会長）、高松委員（副会長）、上杉委員、辻坂委員、石川委員、 宮前委員、小西委員、松本委員、鈴木委員、西野委員 （以上 10名出席 5名欠席） | | |
| 事務局 | 谷口市民環境部長、河内人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、古森主任 | | |
| 関係者 | 美濃部人権教育課指導主事 | | |
| 傍聴人数 | 1人 | | |
| 次第 | 1. 岸和田市人権施策推進本部について 2. 「岸和田市人権施策推進プラン」実施計画について | | |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 岸和田市人権施策推進本部について …資料1 ・ 岸和田市人権尊重のまちづくり条例 …資料2 ・ 岸和田市人権施策推進本部設置規程 …資料3 ・ 人権施策推進プラン年間スケジュール …資料4 ・ 実施計画について …資料5 ・ 令和4年度 実績報告書【評価一覧】【12月見込み報告】 …資料6-1 ・ 令和4年度 実績報告書【ピックアップ版】【12月見込み報告】 …資料6-2 ・ 岸和田市人権施策推進プラン 令和5年度重点施策について …資料7 ・ 令和4年度 実績報告書【12月見込み報告】 …資料8 ・ 達成度評価基準例（活動に対する評価） …参考資料 ・ 用語説明 …参考資料 ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（概要） …委員提供資料 | | |

〈 議題等 〉

【案件】

- (1) 岸和田市人権施策推進本部について
- (2) 「岸和田市人権施策推進プラン」実施計画について

【報告】

- ① 進行管理スケジュール
- ② 令和4年度実績報告

【審議】

- ① 次年度重点施策について

〈 概要 〉

【会長】

みなさんこんにちは。今日検討する項目の中に人権教育が入っています。私は大学で長く教員をしてきましたが、学生たちに小中高で受けた人権教育はどうだったか、と尋ねると、多くの学生は「確かに受けたが、よく覚えてない」と言います。覚えているのは「先生が怖い顔をしてしゃべっていた」「『にんげん』の表紙が怖かった」などで、中身はあまり覚えていません。これは教員にとって非常に残念なことだと思います。教える側の教員が力を込めてしゃべっても児童・生徒に関心がなければ、心に伝わらないと思うのです。

近年で言うと人権意識調査で「小中高で人権や差別について習ったことがあるか」という設問があります。岸和田市の調査にも入っていますが、従来は「ある・ない」だけでしたが、最近は「受けて非常に興味深かった」「受けたけどつまらなかった」「受けたけど内容をよく覚えてない」「受けていない」という選択肢を設けています。一番多いのが「受けたけど内容をよく覚えてない」という回答です。こういった結果を見ると、どのように人権教育の効果を高めていくかということが重要だといえます。この点について、みなさんにいろいろ意見をいただき、知恵を出し合って議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。挨拶は以上です。

それではただいまより、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。本日の案件は大きく2点あります。1点目は岸和田市人権施策推進本部について、2点目が岸和田市人権施策推進プラン実施計画についてです。次第に沿って事務局から議事(1)岸和田市人権施策推進本部について説明していただきます。

【事務局】

〈 議事(1) 岸和田市人権施策推進本部について報告 〉

【会長】

ただいま事務局より岸和田市人権施策推進本部について説明がありました。これに関しまして、ご意見あるいはご質問がございましたら、お願いします。

【委員】

人権施策推進本部というのは他の自治体でも設置されていると思いますが、問題はどれくらい

の頻度でこの会議を開かれるのか、よくあるパターンは、特別職や部局長が集まった時に後半の部分をこの会議に切り替えるというようなことで年間1、2回で終わっているところがあります。岸和田としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。発足後でお答えしにくいかもしれませんが、確認させていただきたいです。

【事務局】

推進本部会議は年間5回の予定でございます。後ほど、スケジュールのところでご説明させていただきます。先ほど説明しました3つの会議体のところで、市長を本部長とした本部会は年1回、幹事会と実務者会につきましても、年2回開催の予定です。それ以外にこれらの推進本部員を対象とした研修会の開催を予定しています。

【委員】

本部会議ということがしっかりと認識されるような開き方、他の会議のついでとならないように、そしてできればできるだけ回数も多く開く方向で検討いただければと思っております。

【会長】

他に、ご意見等いかがでしょうか。ないようでしたら次に議事に進みたいと思います。

議事(2)「岸和田市人権施策推進プラン実施計画について」の報告①について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

〈 報告①「進行管理スケジュール」について説明 〉

【会長】

進行管理スケジュールの説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委員】

資料4の幹事の部分の実務者の推薦の基準などがあれば教えてください。

【事務局】

実務者の推薦は、各課より1名となっており、例えば担当長以上というような条件等は設けておりませんが、各課の実務に精通する者としています。

【委員】

この点についてなぜ幹事の所に書かれているのか、紛らわしいと思います。実務者の説明は実務者のところに書かれて各課からの推薦とした方がよいのではないのでしょうか。

【事務局】

実務者のことですので、実務者のところに記載してもよいと思います。幹事は各課の課長ですが、課長が実務に精通した者を推薦することから、幹事のところに記載しました。

【委員】

ここでは年間スケジュールが審議会・本部員・幹事・実務者と役割ごとに分けられているわけですから、幹事が選ぶというより、実務者とは誰なのかということを書かれるべきだと思います。

【会長】

この、点検討していただくということでもよろしくお願いします。

他にないようでしたら、次の報告②「令和4年度実績報告」について説明をお願いします。

【事務局】

〈 報告②「令和4年度実績報告」について説明 〉

【会長】

実績報告に関しまして、どのような資料を委員に示したら良いのか、ということも併せて議論して欲しいということです。実績報告書の内容についてご意見・質問を伺った後で、この資料の作成の仕方についてもご意見いただきたいと思います。

まず、今年度の実績について、ご意見、ご質問がございましたらどうぞお出しください。

【委員】

私は岸和田市の聴覚障害者団体に所属して活動をしています。

資料6-1の「障害者の人権」の取組に関する評価ですが、事業番号「96」の事業内容が「岸和田市手話言語条例の周知及び施策の推進」となっています。障害者支援課と関係各課における令和4年度の評価をみますと「4」となっています。満点が「5」、悪いのが「1」、それで評価が「4」というのは、私としては信じられない数値です。

岸和田市手話言語条例が4年前に成立しましたが、市民や障害者団体また聴覚障害者の団体、ボランティア団体などからは、絵に描いた餅のようだとされています。条例に沿った具体的な取組がされていません。それに対して私は非常に不満を持っています。

この条例を推進していくための会議の場を設けてほしいと思います。4年前から言い続けていますが、市の方が開こうとしていません。具体的な取組がないままです。他の人権問題に関して知識がある訳ではないんですけども、少なくとも「手話言語条例の推進」に関しては、私は、自信を持って評価ができる立場でいます。評価「4」というのは信じられません。私としては「1」か「2」くらいの評価でしか出せないと思います。この数を見てしまったら他の評価の数も信じられません。この評価「4」は何を根拠に出されているのか、その基準を教えてください。

行政関係者が、手前味噌のような、そういう評価の仕方になっているのではないのでしょうか。私としたらちょっと納得できない状況ですので、基本となる資料を欲しいと思っています。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。いまの点について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

別紙「達成度評価基準例」をご覧ください。これは各担当課で評価を行う際の基準です。

施策番号「96」の担当課の、今回の評価は「4」となっております。評価基準で、「1」と「2」というのは「事業を実施しなかった」「予定事業の50%未満の実施」というものです。

資料8の28ページを併せてご覧ください。施策番号「96」について、担当課の取組内容に「手話言語の周知・啓発」、主な事業を「手話言語の国際デーによる岸和田城でのブルーライトアップの実施」としております。評価として、今年度の取組予定の「75%以上の実施」を達成できたということで、担当課は「4」とした、ということでございます。

この実施計画の評価とは、あくまでも今年度の取組予定に対しての達成度を示す活動指標であり、施策の推進状況についての成果指標ではない、ということでございます。

【委員】

啓発活動をちょっとだけやった。効果がない状態でもちょっとだけやったということでアリバイ作りを認めるんでしょうか。

啓発活動については私も知ってますが、効果がほとんど無い状態です。

手話の講座の受講生に「岸和田市は条例があると知っていますか」と質問すると、手話に関心を持って勉強している人でさえ、ほとんど知らなかった。そんな状態です。そういう状態で、障害者の日に配布したとか、岸和田城をブルーライトアップしたと言って市民への啓発につなげた、とされても疑問を持ちます。ちょっとでも活動したら「4」とか「5」とか中身を見ないで“やった”だけで評価するのであれば納得はできません。もうちょっと効果のある評価の仕方、本当の意味で、市民に対しての啓発につながるかどうか、という所を見て欲しいと思っています。

【事務局】

ご指摘いただきました点は、担当課とも共有してまいります。この評価につきましては今年度の目標についての活動を実施したかどうかということの評価でございますので、ここはご理解いただきまして、改めて担当課と共有してまいります。

【会長】

この資料8の28ページを見ますと、今、問題になっている「手話言語条例の周知及び施策の推進」に関しましては2点の事業が上がっていて、評価「4」にあたるようなことができたということですが、そもそも掲げる事業に漏れがあった場合、総合的に評価すると「4」にはならないのではないかとのご指摘であったと思います。これは96番だけの問題ではなく、他の施策番号にも言えることだと思っておりますので、ここの所も検討していただければと思います。

【委員】

今日お配りした資料は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に

関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の概要です。これは、障害のある人や、障害のない人の両方の差別をなくすことを目的にした法律です。逆に言えば、聞こえない人、見えない人、知的障害がある人等の場合は、コミュニケーションや情報の取得に格差があるということから、それをなくすための法律ができた訳です。障害者が自分のニーズに合わせたコミュニケーションの手段を選択できること。それを尊重し、法律ができています。しかし、この法律ができたからといって岸和田で格差がなくなる訳ではありません。

今までずっと情報格差を「仕方ない」と諦めていた実態があります。

しかし、そういう格差を放置しておくことは差別である、という考え方が社会的に増えてきたから、このような法律ができた、ということが言えます。

推進プランの実施施策に、やさしい日本語による対応という項目があります。厳密に言うと、日本語という意味は、皆さんはいつも当たり前に使っている音声の言語を想像されると思います。

しかし、障害者基本法では、言語には手話も含むと規定されています。つまり日本語には、音声と、手話による言語の2つがあります。「やさしい日本語で対応する」と考え方を示すのは良いですが、音声と手話の2つの言語で対応するということに示して欲しいと思います。

プランの中にはその視点が漏れています。今回「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」ができたことによって岸和田市の障害者計画も、この法律に基づいて変えていく必要があります。

岸和田市として、その法律に沿った対応ができるかどうかは大切な問題です。すぐにできなくても計画の中に各課がどう取り入れていくのか、できるところから始めていく考え方をしたいと思っています。財源とか専門的な人材をすぐに揃えることは難しいと思います。できないことは多いと思いますが、できるところからやって欲しいです。始めるか、始めないか、それが大切だと思います。ぜひ積極的に進めて行って欲しいです。

岸和田市の手話言語条例を推進していくための会議を市が責任を持って開いて欲しいです。

ちょっとした啓発活動で終わるのではなく、しっかり中身のある取組を進めて欲しいです。

【会長】

ただ今のご指摘も踏まえて、関係部局と検討していただいて次回審議会でお答えいただくという事でよろしく願います。他にどうでしょうか。

【委員】

今日の議題の1つが業績報告だったのですが、資料8が当日配られ、これだけの資料に目を通す時間がなかったです。なぜ前もって郵送されなかったのか、ということが1つめの質問です。

2点目は、議事の進行スピードです。これだけの資料を机の上の重ねて置いているので分からなくなります。委員が資料を用意するのを確認しながらやっていただきたいです。

3点目です。この計画の対象期間はいつからいつまででしょうか。

最後に、報告書の「取組実績と担当課の評価」で、205項目分あるのですが、春木市民センターと産業政策課で取組実績として、「実施できていない」となっています。なぜ今年度の対応実績がなかったのか、教えてほしいです。

【会長】

今のご質問とご意見について、事務局、お願いします。

【事務局】

1点目、資料8をお示しするのが当日になった点でございます。

資料8は事前にご意見を伺う時点でお送りすべきでしたが、膨大なページ数になりましたので、送付は控えさせていただいた、というところでございます。

その後、コンパクトにまとめることができましたので、今後は事前にご送付させていただきます。申し訳ございませんでした。

2点目の実施計画の期間につきましては、4月1日～3月31日までの1年間でございます。

3点目の取組が、「実施できていない」理由についてでございます。

ご指摘いただいた箇所は、資料8の2ページ、1つ目の春木市民センターの項目と、11ページ、2つ目の産業政策課の項目でしょうか。

春木市民センターは、実施計画において「人権意識の向上を目的とした講座を企画する」としていましたが、新型コロナウイルスの影響や他の企画等との兼ね合いで、講師との調整ができなかったため、今年度は「実績なし」です。今後も継続してこの講座企画に取り組んでまいります。

次に産業政策課の取組についてですが、事務局として確認が取れておりません。申し訳ございません。改めて担当課に確認させていただき、確定報告に反映したいと思います。

【委員】

取組実績をざっと見た中で、コロナのためでやれなかったというのはどこも無いんです。

実施できなかった事業などがなぜできなかったのか、どのように改善策を検討していくかというところも含めて、市民に進捗状況を、具体的に、見える化して示していただきたいです。

市役所のホームページかなんかで見ることにはできるのですか？

施策No.17 日本語の理解が困難な人へのやさしい日本語による対応について、方向性はどこまできたとか、具体的にどういうチラシや、どういうやさしい日本語による案内を出したとか見える化することをもっと考えられたらと思います。

【委員】

この資料の結果をどういうふうに活かしていくのかが一番大事なことになるかと思えます。これを活かすにはどうしたら良いのか考えていただくのが大切だと思っています。

それと障害者のことで、実は私の夫が脳出血で高次脳機能障害になりまして、自分が今まで感じたことのないことを経験しました。介護する者にとって優しい施策というか、そういうことを考えていただけたら嬉しいなと思いましたので報告します。

【委員】

これだけ多くの課にまたがっているものを整理されるのは大変だと思いますが、この審議会にかける以上、それぞれの課がどういうふうな理由でできなかったのかを踏まえておかないと、先ほどのような質問が出たときに答えようがないということになります。それぞれの課から取組内

容や実績報告が出された時に、その書き方のチェックが大事になってくると思います。事務局だけするのは大変だとは思いますが、書き方についてのアドバイス、あるいはチェックというか、それを各課に対して示すような方法を考えていかないと、毎年同じようなことがくり返されてしまうということになります。その辺を少しお考えいただく必要があると思います。

これは岸和田市だけでなく、どこの自治体においても1つの課題になっていて、それぞれの担当課が出してくるものを、どのようにチェックするか、あるいはそこで書き方について質問して修正してもらうとか、そういった手続きみたいなものを、ある程度明確にしておかないと、担当課任せでは済まない部分が、どうしても審議会にかける以上出てくると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

委員から以上のような要望が出たということですので、宜しくご検討ください。他にどうでしょうか？

【委員】

幾つかご質問とかご意見を含めてさせていただきます。

1つは意見としまして、施策項目の中に、やさしい日本語という取組が出てきます。いろんな自治体の制作物を見させていただいていると、やさしい日本語といった時に、漢字をひらがなにだけというような物も多く見うけられます。それではやさしい日本語ではありません。例えば外国籍住民の方だけではなく、知的障害や発達障害のある方にもわかりやすい文章というのが、やさしい日本語ということになると思います。そういう意見があったのでチェックして欲しいというも担当課に伝えて欲しいですし、勿論全庁的な、例えばホームページ等も、そういうふうにしていくということであれば、全課にそう言ったことも伝えて欲しいということが1点です。

2つ目は要望です。この達成度を見た時に、事業所への研修・啓発というのが低い傾向にあるのかなと思います。行政の方が事務局をされる研修もあるかと思いますが、教育という分野に次いでやはり市民でいうと、職域での研修が非常に大きなことを占めてくると思いますので、是非この分野への働きかけを強めていただきたいなというふうに要望としてお願いをいたします。

3つ目です。この審議会の役割ですが、計画ができて、それをチェックしていくということが、役割になると思います。そういう意味でいいますと、今日の審議会の内容というのはこんなふうにして、市の施策を総合的に一覧にして見る機会もなかったですし、何をやっているのか進捗を見る機会もなかったので良い機会でもありましたし、市民の側として、それを改善する余地があるからこそ1月にこの審議会を開催し、そこで出た意見などを、3月に担当課との話し合いをするというような場に活かしていけるような形になっていると思いますので、それはお願いをしたいですし、委員の1人として肝に銘じたいと思いますのは、市に、やってないことを責めるだけではなくて、委員もプランの推進を担う一員として、何がこの施策を進めていくためにできるのかというのも考えながら、この会議に臨みたいというふうに思いました。

【会長】

3点のご要望がありましたので、よろしく申し上げます。他にどうでしょうか。

【委員】

先ほど、資料を当日に配ってそれを見るというのは難しいというご意見がありました。私の場合も手話通訳を見ながら資料を見ないといけないので、資料は前もって郵送して欲しいというのと、どの資料の何ページか、など、わかりやすい方法を工夫していただけると助かります。

もう1つは、プロジェクターを用いて、話している箇所をスクリーンに投影し、提示していただくと非常にありがたいです。難しいこともあるかとは思いますが、そのように合理的な配慮といえますか、そういう辺りを是非お願いしたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。2点、ご要望について、是非ご検討頂きたいと思います。

1点、事務局から出ましたこの資料の示し方についてですが、資料6-1は全ての施策について、いわば目次のような形になって、資料8は具体的な内容、資料6-2が、資料8から抜粋したのになっています。どういうふうな資料の作り方が良いのかということをご意見をいただきたいということです。委員の方で提案があれば、出していただきたいと思いますが、まずは審議の方を先にやって、この資料の作り方についてはまた、皆さん、目を通していただいた上で、事務局にご連絡いただくという方が良いかと思えます。では、審議の①「次年度重点政策について」ということに関しまして事務局より説明をお願いします。

【事務局】

〈 審議①「次年度重点施策」について説明 〉

【会長】

施策番号2番、17番、18番、この3点を重点施策として取り組んでいきたいという説明でした。これに関しましてご意見、ご質問ございましたらどうぞお出してください。

毎年3項目程度設定する、という点についてもご意見いただきたいと思えます。

【委員】

先ほど申し上げたように、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」における情報発信についてはとても大切ですので是非よろしく申し上げます。

【会長】

今のご意見について、事務局、よろしく願いいたします。他にどうでしょうか。

【委員】

市の方からご提案をいただいたこの3つの重点施策に異論はございません。

施策番号18の「様々な人に配慮した情報発信」ですが、課題として、「障害者情報アクセシビ

リティ・コミュニケーション施策推進法」ができたことを挙げられていますが、これだけではなく、様々な人に配慮した情報発信ですので、いわゆる識字的な問題、字の読み書きが困難な人達への配慮ということも含んだ上での重点施策と確認したいのですがよろしいでしょうか。

【事務局】

ご指摘のとおり、法律に関してだけでなく、あらゆる人への配慮を想定しております。

【会長】

先ほどのご指摘のように、取組を評価する場合、内容そのものに抜けているところがあると、施策として不十分なままで5点満点がつくことになってしまいますので、取りまとめ方法の検討も併せて考えていただきたいと思います。例えば人権教育のところを見ますと、教職員の研修と教職員への教材の周知が取組内容になっていて、実際の児童・生徒の理解を深めるという点がありません。教職員研修と教材の周知だけで評価しています。ハンセン病の箇所もそうです。

児童・生徒がどれだけ理解したかが評価の対象とはなっていないので、教育委員会で検討していただければと思いました。と言いますのが、私も大学で授業をやっていた時に、らい予防法や無らい県運動の話をした時に、「ハンセン病を知っているか？」と聞くと、半分くらいの生徒が聞いたことがないと答えました。残りは、話は聞いたような気はするが、どういう病気であるのか、まったく知りません。その程度の理解なんです。教える側が、いろんな研修でいろんな情報や知識を持ったとしても、それが児童・生徒にどういうふうに伝わるか、そういう検証も重要ですので、そういう点も教育委員会で検討していただければと思います。

【委員】

小学校で人権教室を人権擁護委員が行っています。先日、5～6年ぶりに日本の伝統芸能を通じた岸和田市独特の人権研修を実施しました。学校で人権教室を今後も取り上げて頂いて、子ども達に人権の大切さを伝える機会を作っていただきたいです。

【会長】

他に無いようでしたら、これで審議会を終了いたします。みなさんありがとうございました。